

## 岸本英夫の昭和 20 年<sup>(1)</sup>

奥山 倫明

「戦後、アメリカ軍が神道を取りつぶすといううわさが立った。岸本先生が GHQ にお百度をふんだ結果、12 月 15 日に神道指令が出て神道はつぶされずに済んだ。岸本先生は『日本じゅうの神様は、僕のおかげで助かったのだ』と自慢しておられたが、そのとぼっちりで、先生は休講が続いた。『今、僕は日本歴史上の重大な仕事をしているのだから、タッタ二人の学生にかまってはられない』という気負いがあったのだろうが、スッポかされた私と柳川君は『教授とは何をやるものか字を見ればわかるはずだ』と大いに憤慨した。」

小池長之「戦中と戦後の宗教学研究室」112-113 頁

「この頃、神道界や新宗教界の一部には、岸本先生を GHQ に屈従したアメリカのリベラリズムの御用学者とけなす人々があり、逆に左翼政党関係の研究者は先生を保守的宗教政策の大黒柱と批判していたようである。今思いかえせば、先生の立場はまさにデューイばり（『誰でも信仰』参照）の理性的政教分離論者であったと思う。」

井門富二夫「岸本先生の副専攻」7 頁

### 1. 岸本英夫とは

最近、発表された高橋原「東京大学宗教学科の歴史—戦前を中心に—」（2008 年）では、岸本英夫（1903-1964）について次のように記されている。<sup>(2)</sup>

石橋〔智信〕・宇野〔円空〕の次世代を担うことになるのが、岸本英夫（1934 年講師就任）、大島清（同 1936 年）であった。岸本は 1926 年卒業で、ハーバード大学に留学し、ジェイムズ・ウッズのもと、ヨーガストラと宗教神秘主義を研究した。彼の父親、岸本能武太は、1896 年に姉崎正治と共に比較宗教学会を立ち上げた日本の宗教学の草分けの一人であり、また代表的なユニテリアンでもあった。岸本英夫は姉崎の長女と結婚したので、<sup>(3)</sup>結果的に、東京大学の宗教学は、井上〔哲次郎〕、姉崎、岸本という義理の父子三代が担うことになった。岸本は、宗教心理、神秘主義、修行を論じる講義を行なった。大島は旧約学、ヘブライ語を担当し、師である石橋智信の担当分野をそのまま引き継いだ。（162 頁）

高橋は、戦後の状況については以下のように記している。

敗戦を迎えると、助教授であった岸本英夫は、いわゆる神道指令の準備に際して GHQ の相談

役に指名された。総司令部と神社界とを往復しながら、双方への説明と説得に尽力し、存亡の危機に瀕していた神社神道を守ることに貢献した。東京大学においては、神道指令を受けて廃止された神道講座が、民間信仰調査室と名称を変更して存続したが、昭和 23 年に宗教学研究室に合併された。

岸本は、1947 年に石橋のあとを継いで教授となり、東大の宗教学は岸本・大島が担うことになった。1949 年までに、石橋 [1886-1947]、姉崎 [1873-1949]、宇野 [1885-1949] が相次いで世を去り、日本の宗教学界の世代交代が進んだ。新たな世代を代表したのは、アメリカ流の宗教心理学をベースとする岸本（東大）、フランス社会学・イギリス人類学の古野〔清人〕（九大）、宗教哲学の石津照璽（東北大）という、いずれも 1926 年の卒業生であった。（163 頁）

『東京大学百年史 部局史一』（1986 年）により補っておくと、1931 年より 3 年間ハーヴァード大学に渡っていた岸本は、帰国後 1934 年 10 月より 45 年 3 月まで文学部宗教学・宗教史講座の講師、<sup>(4)</sup>次いで 47 年 4 月まで助教授を務めていた（582-584 頁）。

岸本と GHQ との関係については、岸本自身が新宗連調査室編『戦後宗教回想録』（1963 年）に収録の「嵐の中の神社神道」にまとめている。のちに岸本英夫集第五巻『戦後の宗教と社会』に再録されたこの回想を、その他の既刊諸文献と照らし合わせた上で再読し、神社界と GHQ との仲介者としての岸本の役割を探ると、その概要はおおよそ以下のとおりとなる。それを振り返ったのちに、本稿では、昭和 20 年中の岸本の業績について、別の資料をも提示した上で、改めて確認することを目指したい。

## 2. 岸本英夫と占領期宗教改革

岸本英夫は、文部大臣、前田多門（1945 年 8 月より同職、翌年 1 月に公職追放）からの連絡を受け、1945 年 10 月 12 日に進駐軍総司令部民間情報教育局の顧問になることを要請された。<sup>(5)</sup>当初、逡巡していたが、南原繁、高木八尺の勧めもあり、民間情報教育局局長ケン・R. ダイク代将に直接、受諾の返事をすることになる。

占領政策のなかの教育と宗教の分野に岸本は関係してゆくが、そこでの焦点は、日本人を「好戦的国民」にし、「狂信的な戦闘にかりたてる魔術の種」としての、そしてまた「偏狭な国家主義思想に凝り固まった、きわめて煽動的な宗教」としての、「国家神道」だったという（『戦後の宗教と社会』10 頁）。

今日の議論の状況からは「国家神道」という概念それ自体について、いくらかの留保が必要だろうが、ここでは岸本の記述をそのまま借りることで、岸本が回顧した形での問題の把握の仕方をそのまま振り返っておくことにしよう。岸本によると、

ある意味では、連合国側では、国家神道の力を過大評価していたともいえよう。自らがえがき出した、国家神道の幻影におびえていたとも見られる。いずれにせよ、国家神道廃止の問題は、単に一宗教の問題としてだけでなく、全占領政策中の根本政策の一つとしてとりあげられ

ていたほどであった。それは、日本の軍備をなくすのと同じ位重要なレベルの問題とされていた。軍隊だけを解体しても国家神道をそのままにして置けば、いつの日にか日本には軍国主義が復活して、連合国に対して復讐の刃をとぐようになるだろうと、多くの欧米人は考えていたのである。(11 頁)

ということになる。

岸本は、「神社に対する国家的援助の廃止は、すでに総司令部の動かすことのできない方針であった」(同頁)とした上で、その上で神社をどうするかが問題だったと記し、さらにその点で総司令部側においては、「当初から、『神社は宗教である』という前提にたつて、すべての問題を考えていた」と付記している(12 頁)。これは日本政府が神道を、行政上は宗教として取り扱わないという方針を採ってきたのに対して、占領政策が転換をもたらすことを意味していた。しかしながらこのことは、神社が「信教の自由」の対象になることをも含意しているので、占領政策は、上記の引用に言う「国家神道廃止」という目標を「信教の自由」を保障しながら実現するという、難問を抱えることになった(同頁)。

民間情報教育局で神道および宗教政策を担当したのがウィリアム・K. バンス(1907-2008)であるが、バンスは日本の宗教について知識がなかったために、岸本にそれに関する個人教授をするよう依頼した。<sup>(6)</sup> 彼はまたそれと並行して、D. C. ホルトム(1884-1962)の著書からも学んでいた(13-14 頁)。岸本は、ダイクやバンスが神社について抱いていた誤解や先入観を解くためには、実際に神社を見学する機会をできるだけつくるのが重要だと考えたという(15-16 頁)。1945 年秋の靖国神社への見学は、そうした思惑から実現することになった。

靖国神社では戦没者合祀の先行きが不透明な敗戦直後のこの時期に、全戦没者のための招魂慰霊式を実施しておこうとして、11 月 19, 20 日に「臨時大招魂祭」を行なうことにした(17 頁)。<sup>(7)</sup> 20 日には天皇親拝の運びとなり、その日にダイク、バンスらが見学することになった。ところが 19 日になって、防諜本部長から靖国の大祭実施に関して難詰する声がダイク、バンスのもとに届いた(18-19 頁)。バンスからそれを伝え聞いた岸本が、対処のために靖国神社に赴くと、すでに前夜祭を行なっていた同神社には陸海軍将校たちが集まっていた。<sup>(8)</sup> 岸本は翌日の祭典から軍国主義的な色彩が薄れるように、いきり立つ将校たちを何とか説得して祭典のプログラムを修正することにこぎつけた(22-24 頁)。結果的に、岸本によると、「その祭典は、軍国調とはおよそかけはなれた、静かで簡素な、しかも清浄な感じであった」とされ、ダイクらに好印象を与えることになった(25 頁)。<sup>(9)</sup> 岸本はこの経緯について、「靖国神社は、第一の、しかも最大の危機を脱した」と記している(同頁)。<sup>(10)</sup>

ところで、占領政策においては伊勢神宮の処遇もまた、重大な問題となった。日本側の態度は、「たといすべての神社が閉鎖させられても、神宮だけは残したい」というものだったが、岸本の見るところ、「神宮をどういう形で残すかということになると、日本側にも十分な定見や見通しはなかったようである」という(51 頁)。やがて日本側では、伊勢神宮は民衆の信仰の対象というよりは、皇室の宗廟(祖先祭祀の場、墓所)であり、宮内省の管轄に移して維持すべきという見解にまとまっていく(52-53 頁)。その見解については宮地直一の支持もあり、岸本もバンスらに対して「伊勢神宮=廟」説を伝えていた(54 頁)。ところがその一方で、宮内省や神宮関係

者は、神宮のそれまでの主な収入源は崇敬者、信者からの寄付であることから、その宗教的活動を廃止して今後、宮内省の皇室費のみによって神宮の経済を支えていくことは不可能だという判断に傾いていった(54-55頁)。<sup>(11)</sup> そのため岸本にとっては突然のことながら、伊勢神宮を神社として存続させるよう尽力を求められることになる。つまり「神宮は単なる廟であるだけでなく、神社としても、これだけは残さなければならないものだ」(56頁)という説明に転じることになった。

「嵐の中の神社神道」における、最も重要な論点は、いわゆる「神道指令」の成立をめぐる経緯であろう。岸本が総司令部に行くようになる直前の10月6日には、すでにアメリカ国務省の意向が米国のラジオ放送を通じて表明されていたが、<sup>(12)</sup> 岸本にはその頃、総司令部がその種の指令を出そうとしているとは感じられなかったという(57頁)。総司令部は指令という形の強制ではなく日本側の発意を望んでいたが、日本側の改革への動きは鈍く、その一方で連合国側からの神社問題処理への圧力が高まりつつあり、総司令部は板ばさみになっていた、というのが岸本の見方である(58頁)。

神祇院等、日本側でもその間、伊勢神宮を含む神社を宗教団体として存続させる方針へと転じつつあった(59-60頁)。しかしながら岸本の見るところ10月末から11月初めにかけて、総司令部側では、日本政府にまかせておくと国家と神社の分離は不徹底に終わるだろうとの懸念から、指令発出に向けて動きだしていたようだという(60頁)。その頃、ダイクは、日本の宗教に関する権威と見なした姉崎正治に疎開先の身延からの上京を求め、両者の会談の場が10月29日に設けられた。神社神道、教育勅語、歴史教科書などが話題となったその場には、岸本とバンスも立ち会った(61-62頁)。さらに11月8日には、皇典講究所専務理事の吉田茂とバンスとの会談が設けられ、岸本はそれにも立ち会った(64頁)。<sup>(13)</sup> すでにこの頃には、バンスは日本側の善処を期待しなくなっていたようだと岸本は考えている(65頁)。<sup>(14)</sup>

12月10日に、岸本はバンスから指令の草案を渡され、極秘のうちに検討した上で意見を聞かせるようにと求められる(69-70頁)。独り、熟読した岸本は、草案の次の箇所に眼を留めた。

「公文書に於て“大東亜戦争”“八紘一宇”“国体”なる用語乃至その他の用語にして日本語としてその意味の聯想が、国家神道、軍国主義、過激なる国家主義と切り離し得ざるものは之を使用することを禁止する。而してかかる用語の即刻停止を命ずる」(75頁、カタカナをひらがなに改めた)

岸本は、「国体」の語が禁止されれば教育勅語が即座に廃止されることになり、そうなると初等、中等教育界に深刻な混乱がおき、また国民へのショックも激甚だろうと考えた(76頁)。彼はこう続けている。

実は、その新しい時代を迎えて、相当封建的な思想も盛られているこの教育勅語を、どう処理するかは、文部省もすでにトップレベルでは、心を痛めている問題であった。国民に過度の刺戟を与えないで、これを、自然に消滅させる工夫はないか。それがその人々の悩みになっていた。

したがって、総司令部の指令によって、これが廃止されるというような事態は、もっとも避けなければならないことであると思われた。私は、「国体」という言葉は、指令から取り除かれなければならないと決意した。(同頁)

12月13日、バンスを訪ねた岸本がこの考えを伝えると、バンスはそれを受け、その日一日をかけてすでに民間情報教育局の手元を離れていた草案から「国体」の語を消すことに成功した。<sup>(15)</sup>

なお、宗教全般に関する政策として、岸本の記述ではこれより前に置かれていたのが、宗教法人令の制定にかかわる挿話である。総司令部は「宗教に対する統制や干渉を完全に排除するために、〔宗教〕団体法廃止後は、宗教に関する法律は、つくらせない方針をうち出していた」(32頁)。これに対して日本側は、それまでに宗教法人が存在していたこともあり、また宗教法人の免税特典を維持したいという考えもあり、1940年施行の宗教団体に代わる新法制定を求めている(同頁)。この制定に関して、文部省宗務課と総司令部との間で行き違いが生じた。総司令部の検討を経ないまま、新勅令を閣議決定した上、天皇の裁可を受けてしまったのだが、そのうちに総司令部がそれを承認できないことが判明した。岸本はこの渦中にあった宗務課長の相談を受け、10月22日以降、総司令部と善後策を講じた。結局はのちの宗教法人令になる法案が改めて提出され、すでに勅裁を受けていた勅令は前田文部大臣が処理した(32-37頁)。<sup>(16)</sup>

ところで、ダイクがこの法案に対して日本の宗教家たちの意見を求めることを望んだことから、11月5日にダイク、バンスらと宗教家たちとの間の懇談の場が設けられ、岸本も司会兼通訳として参加した(37-38頁)。しかしながらこの場では、「法令の内容に関しては、意見らしい意見はひとつも出なかった」という。これに対して、岸本は次のように記している。

せっかく、ダイク代将が意見をのべる機会を与えていたのである。もっと宗教家らしく、卒直に意見をのべればよいのに、同席していた私は、歯がゆく感じたのであった。そのような歯がゆさは、占領行政中いろいろな場面で、何度もくり返されたのであった。(38-39頁)

ともあれ、宗教法人令はこの年、12月28日に公布されることとなった。

「嵐の中の神社神道」では、12月15日の「神道指令」発出後の記述は、ここまでの記述と比べるとどちらかというと簡素である。翌年2月の神社本庁の発足について触れられているほか、<sup>(17)</sup> 国立の神道関係教育機関の廃止(神宮皇学館、東京大学神道講座<sup>(18)</sup>)、境内地の問題、式年遷宮の延期、さらに靖国神社・護国神社の処置問題といった論点に触れ、1951年の宗教法人法発布、1952年の平和条約締結への言及へと進んでゆく。「結局、靖国神社や護国神社は、総司令部側からはノータッチのままに残された。自分たち自身の手で、その運命の開拓をしてゆくことになったのである」というのが、岸本の回想の結びである。<sup>(19)</sup>

### 3. 岸本英夫の昭和20年日記

岸本英夫「嵐の中の神社神道」の記述においては、以上のように、靖国神社と伊勢神宮の処遇、宗教法人令の立案、神道指令発出前の意見聴取といった内容に関して、特に臨場感溢れる回顧が

なされている。なお数箇所典拠として記されるように、この回想は岸本が付けていた日記を参照しつつ執筆されたように見える。その日記の複写について、オレゴン大学図書館収蔵のスペシャル・コレクション「ウィリアム・P. ウッダード文書」(Special Collections, Coll. 153)において実見する機会を得たので、いくつか気づいた点について報告しておく (Box/Folder=56/1, Kishimoto, Hideo, diary, 1945)。<sup>(20)</sup>

この日記は、毎日の出来事について 3, 4 行ほどの記述を基本としている。たとえば以下のようである (内容ではなく記述の雰囲気伝えるために、1~3 月の各 1 日の記載を引用してみる。旧字体は新字体に改めた)。

1 月 1 日 (月)

はからずも、[岳父姉崎の疎開先] 身延で非常時の正月を迎える。

一時のバスで出発。甲府廻りで帰京。大晦日の空襲で、上野、浅草方面焼けた由。

2 月 1 日 (木)

助教授選考に宗教学科選に入りし由。

身延の三世 [妻] と電話。明日雄二 [次男] をつれて上京か。ソ連軍独ソ国境を超えてベルリンに百余キロ。ドイツ危うし。

3 月 1 日 (木)

ちえさんの妹来援。[疎開に備え?] 片付け大いに進捗。浜田氏、令嬢と来訪。研究室にて宮手さんの報告。丁酉会 [= 丁酉倫理会。姉崎、大西祝、岸本能武太らにより 1897 年設立の丁酉懇話会を母体に 1900 年に設立された倫理学の研究会]、野上豊一郎氏 [1883-1950、英文学者、法政大学教授、46 年に同総長] 講演。

小口君応召の由。

この年に、岸本は東京帝国大学の講師から、助教授になる。引用の 2 月 1 日の記述に続いて、2 月 9 日には、助教授採用の件が、教授会において通過したとの記述があり、<sup>(21)</sup> 3 月 30 日には文学部長戸田貞三から 23 日に発令と聞いている。その後 4 月 9 日には、「日本宗教史略説」の第一回講義を開講した。<sup>(22)</sup>

その後、身延で迎えた 8 月の敗戦前後に眼を転じると、そこでは以下のような記述が見られる。

8 月 14 日 (火)

空襲なく静かなる日。父 [姉崎] と将棋三局。夕、トンネルの先の沢を登り、正一 [長男] とほし草刈り。正一、小さな山男の如く、可愛ゆし。

明日、重大放送ある由の予告あり。夜半、B29、福島地区、関東方面空襲。

8 月 15 日 (水)

早朝、正一と一緒に再び沢を登り、ほし草をとる。

朝来、敵艦載機来襲、関東地区空襲警報。

正午、天皇陛下親しく御放送。米英ソと休戦を宣言さる。家族一同、衣服を整え、題目を唱えて後謹聴。十島のおじいさんも同席。<sup>(23)</sup>

三年九ヶ月の大戦ここに終る。敗戦なり。

8月16日(木)

もはや空襲のなき静かなる一夜を過す。但し、ノミの攻撃は相変わらず。四年間の戦局の終結せしこと、容易に心上に実感し得ず。併し、一と眠りする毎に、少しづつわかって来る。

大命、東久邇宮に降下。

その後、9月になると大学も再開され、岸本も改めて研究・教育に邁進してゆく。9月9日には10月からの講義「宗教意識の諸相とその特質」の準備を始めたことが記されている。日記の記述はその後も徐々に進むが「嵐の中の神社神道」の冒頭にも掲げられた10月11日における文部大臣からの呼び出しの記述に続き、12日の記述は、突然、50行にわたる長大なものとなる。そこでは民間情報教育部の顧問依頼の件が詳述されている。この日の記述をそのまま引用してみると以下のとおりとなる(漢字は新字、略字は正字に改めた)。<sup>(24)</sup>

10月12日(金)

八時より講義。十時、文部省にて大臣官房田中参事官に面会。マックアーサー司令部情報教育部に対し、従来、日本側よりインフォメーションを供給すべき連絡なき為、意志の疎通を全く欠く状態にありし処、此の度び、幸い、同部長ダイク大佐より、日本人顧問派遣方の希望あり。帝大の教官中より人選の結果、予に依頼したく、事態切迫中故、大至急承諾せられたき旨の要請あり。

返答を保留して、帝大に帰りしも、戸田学部長は旅行中にて不在、姉崎父は身延線不通の為上京なし。昼食の折り、山上御殿にて、高木八尺教授に面会。委細の事情と意見をきき、同時に、熱心に受諾をすすめる。上野の学士院例会に顔出し。三時、文部大臣に面会。顧問の件、否応なしに引き受けさせられる。終戦連絡中央事務局の役人達と面会。同事務局係官の言によれば、予を顧問とすることについての先方へのアグリーメントは、既に一日以前に手続きを完了しあり。先方は、予の来るを待ち居る状態なり。而して、現在、文部省宗務課の如き、既に米国憲兵隊の手中にあり。今後、文化方面に、続々新たなる手を打ち来る火急の際なれば、事は一刻も早きを要し、何はともあれ、早速、先方に赴かれたしと。但し、先方の要求如何によりては、フル・タイムに働く要あるやも知れず、然る場合には、帝大の勤務困難ならんかと。予、文部大臣の言と相違ある旨指摘するも埒あかず。予、連絡事務局に米軍司令部と意志疎通の能力なき点を推察し、この問題は、所詮、自ら解決せざれば途なきを思い、直接ダイク大佐と談合せんと決意す。

四時、放送会館内の情報教育部に赴き、ダイク大佐に面会。ダイク大佐より、情報教育部の仕事内容の説明あり。その範囲は、教育、宗教、青年運動、新聞、ラジオ、映画等に互り、これ等に民主主義的指導をなさんとす。予の役目は、それ等の各部門につき必要なる知識を供給す

べき日本人の人選等なる由。

次いで、予、卒直に、帝大の教官としての学究生活を続けながら仕事に参加したき旨を述ぶ。ダイク大佐、これを諒とし、仕事の性質上も妨げなく、時間的にも充分可能なる旨、返答あり。今後予が主として協力すべきヘンダーソン少佐に紹介され、月曜再会、詳細の打合せを約す。疲労困憊せり。

その後、岸本は 14 日までに大学内関係者に了解を得て、15 日より民間情報教育部での意見交換等の任務を開始することになった。なお岸本は、講義を含む大学での通常の業務はその後も一本稿冒頭の小池長之の記述にもかかわらず——可能な限りで続けていた。<sup>(25)</sup>疎開先からの家族の呼び寄せや荷物送付の手配といった私事、私事でもあるが占領政策にも関わる岳父姉崎との連絡・面会に加え、宗教政策上の関係部署との交渉があわただしく進められる様子が 10 月以降、詳しく記されている。そこには、神社、また特に靖国神社の改革案や、宗教団体法から新法案への移行の問題についての記述も見られる。

日記に著しい変化が見られるのは 12 月 7 日からである。この日は、日付けは記されているが、記載事項がまったく欠けた空欄になっている。その後、15 日まで 11 日を例外としてほとんどメモ書きの記述が続いている。以下、岸本が神道指令を解説するラジオ放送を行なった 17 日までと、この文書の末尾 12 月 31 日の記述を引用しておこう。

12 月 8 日（土）

石田氏、中山君。

はじめて三鷹にとまる。

12 月 9 日（日）

日本橋の会。千原さん。

12 月 10 日（月）

ディレクティブ。

12 月 11 日（火）

東京都主催、都下中等学校長講習会にて、米国の教育及び宗教事情につきて講演、於教育会館。研究室学生歓迎会。配給の薯をふかして歓を尽くす。列車削減の為、学生帰郷して、講義は本日より休止。

12 月 12 日（水）

日本宗教。学士院。

「国体」で決心。

12 月 13 日（木）



バンス、「国体」。  
海後氏。<sup>(26)</sup>

12 月 14 日（金）  
大臣。

12 月 15 日（土）  
教科書局長。  
学問。

12 月 16 日（日）  
父〔岸本能武太，1866-1928〕の誕生日，久しぶりで一日中在宅。朝，新聞紙上に，指令の掲載され居らざるに，不審を抱く。昼，共同の記者，父〔姉崎〕を訪れ，本朝リリースの由きく。終日，明日のラジオの放送原稿作成に没頭。夜，田沢君来訪，<sup>(27)</sup> 停電の為，原稿清書を宿題として托す。ラジオをつけて貰う。放送局の電報を携えて，阿佐ヶ谷のオバサン来宅。

12 月 17 日（月）  
吉祥寺の田沢君宅に立寄り，ラジオ原稿清書二通を受取る。放送会館〔民間情報教育局があった〕に至り，検閲の為，その一通をわたす。係員井口氏に会う。午後，研究室。野村君宅に赴く徒次，靖国神社に立寄り，その存続し得たるを告ぐ。野村君宅にて休憩，夕食を御馳走になる。  
九時十五分より十二，三分間，ラジオ放送「国民の手に移る神社」。バンス，ウォープ兩大尉，応援の気持にて放送室に同席。ジープで新宿まで送って貰う。本朝の新聞に指令発表。その取扱い方，概して見当を外れ，「現神」「天皇絶対権否認」等，センセショナルなり。

12 月 31 日（月）  
（教科書に関するディレクティブ出ず）<sup>(28)</sup>  
山本有三氏宅に立寄る。伊勢行きで，司令部，内務省をまわる。終戦事務局にて高木博士と面会。  
午後，司令部にて，ノヴィル少佐をたすけ人物調べ。バンス大尉にプレゼントを貰う。文部省で復員教員の件につき，田中次長と懇談。前田大臣に先日の御礼。<sup>(29)</sup>  
三鷹駅前の床屋に立寄り，懸案の散髪を終えて，七時半帰宅。子供達，お年玉を楽しみに寝る。多忙の為，贈り物を十分に調べ得ざりしを悲しむ。  
今年もゆく。誠に激しき年なりき。

すでに見たとおり「嵐の中の神社神道」によると，岸本が神道指令の草案を手渡されたのは 12 月 10 日のことであり，日記におけるその直前 7 日から 9 日までの記述が乏しいのがなぜかはわからない。10 日には確かに「ディレクティブ」という一語が記されている。12 日と 13 日に挙げ

られている「国体」は、草案におけるその語の削除を求めようとの決心と、バンスへのその意志の伝達を示しているのだろう。<sup>(30)</sup> 14日、15日の記述は、おそらく面会相手が記してあるのだろうが、15日の「学問」の意味は不明である。

## むすび

〔昭和20年12月〕16日（日）晴

○ 空晴るれど寒風。

号外飛ぶ。数年ぶりの号外なり。二枚ありて、一枚は近衛文麿げさ午前五時自殺との報。一枚は国家神道禁止のマッカーサー命令。

近衛公はきょうまでにマッカーサー司令部に出頭を命ぜられたるなり。死によって公は歴史に光を投げたりと認む。

神道禁止は、日本の「神国」なることを払拭するものにして、かかるたわけたることは余のつとに笑いたるところ、何の痛痒もなきはずなれど、ああこれ知性ある日本人のいいしことにあらず征服者の強要なり。かくて日本はその「神」を失わんとす。こうなれば日本の神々もなつかしきかな。

それはそれとして、マッカーサー、「天皇制」の城に刃を一太刀切り込みぬ。その波及するところを憂うるならば、国民はここで抵抗する必要あり。さなくばマッカーサーさらに一步を進めん。されど国民は今や天皇や天照大神よりも一片の食を求むるに狂奔す。〔以下省略〕

岸本は新聞に神道指令が掲載されなかったことを不審に思っていたが、12月16日には場所により号外が出たことが、上記の引用からわかる。執筆者は山田誠也、1922年生まれで、電気会社勤務ののち東京医学専門学校（のちの東京医科大学）に合格、1945年末は三軒茶や界隈に暮らす医学生だった。在学中の1947年に懸賞小説に応募作が入選するこの青年は、のちの山田風太郎である（引用は、『戦中派不戦日記』1971年初版、ここでは講談社文庫の2002年新装版、665-666頁による）。<sup>(31)</sup>

占領期の宗教改革は、総司令部民間情報教育局の主導で推進され、日本側の政府関係諸部門、神社関係者らとの折衝のなかで実現していった。岸本英夫は、そのあいだに立って、連絡調整に努め、特に民間情報教育局のバンスらが神社、神道について理解を増すよう尽力した。そして「国体」の一語の件に象徴されるように、その宗教改革が、過度な衝撃を社会に与えることなく実効性をもつものとなるように促す助言を、バンスらに行なった。したがって、神道指令発出を受けて、山田青年が、「ああこれ知性ある日本人のいいしことにあらず征服者の強要なり」とその慨嘆を記していたような、完全に一方的な強要として神道指令が出されたわけではない、とも言い得よう。岸本の日記は、指令発出の前後の記述が希薄だが、その希薄さこそが、彼の尽力を雄弁に物語っているようにも思われる。

言うまでもなく、1945年は近代日本の宗教制度史において転換となる一年だったが、それはそれまでの背景があつての一年でもあり、翌年以降の展開につながっていく一年でもあった。特

に岸本の場合は、宗教学者としてのその後の言説——特に「神道」をめぐる言説——の行方もまた興味を引くところだろう。<sup>(32)</sup> 1945 年の占領期宗教改革が、何を前提としてなされ、それがその後、どのような歴史を刻んでいくことになるのかについては、さらに検討を加えていく必要があるだろう。

## 註

- (1) 本稿は、2008 年 9 月 15 日、日本宗教学会第 67 回学術大会（筑波大学）における私の発表「岸本英夫の昭和 20 年」をもとに書き改めたものである。また本稿は、2008 年度南山大学パッヘ研究奨励金 I-A-2 による研究成果の一部である。
- (2) 以下、引用文中で年代・日付等を表わす漢数字は算用数字に改めてある。
- (3) 1930 年 3 月 11 日、姉崎の長女三世と結婚。磯前順一・深澤英隆編『近代日本における知識人と宗教』「第三部 姉崎正治年譜」289 頁参照。
- (4) ここでいう講師の職は、高木きよ子によると、非常勤講師のことだという（高木きよ子「岸本博士と占領時代の宗教政策」435 頁、注（4））。
- (5) ウッダードによると、民間情報教育局は、姉崎正治に協力してもらうことを希望していたが、「博士の老齢と戦争による精神的疲労のため」、その考えを断念したという（『天皇と神道』25 頁）。なお、前田多門について岸本は、「自分自身が追放令にふれて、神道指令が出て間もなく、翌年の一月には、閣僚の席から去った。しかし、そのわずか半年足らずの間に、前田さんのした仕事は大きかった。前田さんでなければできないような業績をたくさん残した。あの時代に文部大臣として前田さんをもったことは、日本の幸いであったと思う」と高く評価している（『戦後の宗教と社会』48-49 頁）。
- (6) バンスの経歴については、阿部美哉「報告『神道指令』の執筆者バンス博士に聞く」（50-51 頁）が詳しい。それによると、バンスは、1933 年オハイオ州立大学大学院修了（歴史学専攻）、同年結婚した妻の父が同志社の教授シャイプリーである（シャイプリーは同志社の歴史的建造物に名を残している）。岳父の尽力により 1936 年に来日、同年から 39 年まで松山高校で教える。1939 年博士論文完成、学位授与され、同年秋より、西ニューメキシコ大学の前身校教員（ヘレン・ハーデーカーは、New Mexico State Teacher's College と校名を特定している。Helen Hardacre, *Shintō and the State 1868-1988*, Princeton University Press, 1989, p. 187, note 8）、40 年オタバイン・カレッジ教員、41 年に軍務志願、1945 年 9 月日本再来日、総司令部情報教育局宗教課長等を務め、以後 55 年まで滞日。サンフランシスコ条約締結後、軍籍を退き、USIS（合衆国情報局）に移り、インド、韓国等に勤務、1971 年退官。

なお、バンスには竹前栄治が 1984 年にインタビューを行っており、そのテープについて中村直文・NHK 取材班『靖国 知られざる占領下の攻防』は書き起こして収録している。バンスの岸本についての言及として、「キシモトが私の味方なのかそれとも日本政府側の人間なのか、最初はまったく確信が持てませんでした。でも時がたつにつれ、それは全然大した問題じゃないことが分

かりました。彼は、ある意味みんなの味方でした。さまざまな問題に直面し彼は最善の解決策を模索し、意見を述べてくれました。彼は独立した立場にあり、文部省や外務省も彼には干渉していませんでした。[以下省略]といった発言がある (p. 135)。

- (7) 臨時大招魂祭の挙行にいたる経緯については、大原康男『神道指令の研究』233-236 頁参照。
- (8) なお岸本は将校たちに会う前に社務所では宮地直一と話したが、宮地は祭典には修正が効かない旨、岸本に説いたという (20-21 頁)。宮地直一 (1886-1949) は東京帝国大学国史学科卒業後、内務省神社局勤務 (のち考証官、さらに考証課長) のかたわら 1918 年より東京帝国大学文学部国史学科で「神祇史」講義担当、1920 年に開設の神道講座でも講師を務め、1938 年の神道講座の拡充 (1923 年に神道研究室が設置されたが専任教授は置かれていなかったのを置くこととし、併せて助手 1 名 枠創設) の際に専任教授となっていた。遠藤潤「神道研究室の歴史的変遷」「宮地直一」を参照。
- (9) 大原『神道指令の研究』は、岸本の説明とはやや食い違う描写をしている (237-238 頁)。またこの直後、訪問を受けることになる所沢の中氷川神社宮司山口文治は、靖国訪問の際の総司令部の人たちは、「非常に機嫌が悪」かった旨、宮地直一から聞いている (新宗連調査部『戦後宗教回想録』282-283 頁)。ただし、靖国神社禰宜坂本定夫は「祭典のあと、一行は宮司の招宴にのぞみ、昼食を共にして行ったが、そのときの物腰も、社交的であった」と語っている (同書、283 頁)。
- (10) しかしながらウッダードによると、民間情報教育局は靖国神社に、こののち占領下では合祀祭は行なわないことを口頭誓約させ、さらに天皇の靖国神社式典への出席、勅使派遣を認めないことにしたという。ただし、式典の日以外に天皇個人が赴くことは自由とされた (『天皇と神道』190 頁)。
- (11) 神社新報社編『神道指令と戦後の神道』によると、宮内省移管の案に対しては総司令部から条件が出されており、それが移管案撤回の、経済的理由に先立つもう一つの理由だったという。その条件とは、移管する場合、皇室の廟である神宮には一般人民の崇敬、参拝は禁止されることになるという内容である。皇室との関係は占領後、回復することは可能だが、国民の信仰は一度断ち切ると回復できるかどうかはわからないので、国民の信仰の対象として神宮を位置づけることとして、移管案は撤回されたという (36-37 頁)。なおウッダードは、経済的理由のみを挙げている (『天皇と神道』59 頁)。一方、当時、神社新報社の記者を務めていた渋川謙一の 1985 年の講演によると、神社本庁初代事務総長になる宮川宗徳の回想では、11 月 8 日の吉田・バンス会談の頃にバンスから宮川が先の条件を命じられ、宮川らは熟慮の末、神宮に民間団体になってもらう決断をした、と説かれる (「占領政策と神道界の対応」504 頁)。
- (12) その直前の 10 月 4 日には、いわゆる「人権指令」が発令されている。ラジオ放送を行なったのは、国務省極東部長ジョン・カーター・ヴィンセントである。放送内容の書き起こしについては、中村直文・NHK 取材班『靖国』に収録されている (120-122 頁)。
- (13) この会談の場で、神社側からの「すべての神社を民間法人として自立させ、全国的な連絡運営会議をつくるという基本的な構想」(83 頁) について、総司令部の反応が測られた。翌年、この構想が神社本庁として実現する。なお、吉田とバンスとの会談の要旨は、『神道指令と戦後の神道』(240-244 頁) に収録されている。
- (14) 『神道指令と戦後の神道』によると、神社問題をめぐる政府と GHQ の交渉が始まったのは 11 月 28 日だという。次いで 12 月 4 日に第二回会談、12 月 15 日午前第三回会談が行なわれた。第三回会談の一時間半後に指令が発出された (32-33, 39 頁)。ウッダードは、神祇院が「およそ三ヵ月ほ

どは、民間情報教育局を遠ざけていた（おそらくその総裁は、ダイク准将が声をかけてくるのを待っていたのだろう）」と記している（『天皇と神道』60 頁）。なお、1946-47 年の宗務課長、福田繁や、同時期に神社新報社にいた渋川謙一は、1984 年発表の座談会において、神祇院はこの時期に及んでも、神社は宗教にあらず、との立場から、総司令部の宗教政策が神社を対象とするとは考えていなかったという（福田繁他「座談会 終戦直後の宗務行政」8 頁）。

- (15)「神道指令」発出時、大臣官房文書課にいた福田繁は、「神道指令」を見た岸本が「ずいぶん玄人が書いたものですね」という感想を述べたと語っている。福田が「こんなものは、よほど日本の事情に通じている者でないと書ける筈はない。宗教について、誰か知恵をつけたり、いろいろな知識を与えた人がいなければ書けないはずですよ」と応じると、岸本は苦笑していたという（福田繁他「座談会 終戦直後の宗務行政」9-10 頁）。福田はのちにウッダード『天皇と神道』の邦訳を機に、彼なりの GHQ の宗教政策の総括も行なっている（福田繁「検証 GHQ の宗教政策」）。その政策は、①日本の国体の変革を目指すものであり、②政教分離の行き過ぎを生じさせ、③信教の自由の名目に反して、特に神社に関しては不当な圧迫、干渉、迫害があった、④講和後にも、占領政策が存置されるよう策した、と福田からは概して批判的に評価されている。

- (16)ウッダード『天皇と神道』91-98 頁も参照。

- (17)1946 年 1 月 23 日、神社本庁創立総会開催、2 月 3 日宗教法人として創立（『神道指令と戦後の神道』63 頁）。なお、井門富二夫は 1980 年の宗務課歴代専門職員の座談会において、神祇院が神社本庁に姿を変えて存続したと見る見方があること、その存続に岸本が関与したことを批判的に捉える向きがあることを指摘している（歴代宗務課専門職員「座談会 戦後の宗教法人の歩みと宗務行政」19 頁）。

- (18)岸本は、「神道学講座」と誤記している。神道指令を受け、1946 年に神道講座は平泉澄が担当の日本思想史講座とともに廃講、冒頭で掲げた高橋原の引用が記すとおり神道研究室は民間信仰調査室に改組し、宮地直一は同調査室に定年満了の 46 年度末まで所属することとなった。48 年に同調査室は宗教学研究室に合併。遠藤潤「神道研究室の歴史的変遷」「宮地直一」参照。

- (19)福田繁の回想を引用しておく。「ずっと後になって、岸本さんが東大図書館長になられたときに、昔をふり返って、『あなたには大変すまんことをしました、至らぬことが多々ありました』、といて謝ったことがあります。そのとき、岸本さんに、『何をおっしゃる、あの当時は非常な制約の中でいろいろなことを苦心されたのだから、今、あの時のことをかれこれいうことはありませんよ』、と言って、お互いに語り合いました。」（福田繁「座談会 終戦直後の宗務行政」21 頁）

- (20)「ウッダード文書」の概要に関しては、春山明哲「[解題]『新編 靖国神社問題資料集』刊行の経緯と収録資料の概要」、ならびに中村直文・NHK 取材班『靖国 知られざる占領下の攻防』所収の笹本征男「特別寄稿 アメリカと靖国神社」に言及がある（260-264 頁）。岸本の日記の複写については、中村直文・NHK 取材班『靖国 知られざる占領下の攻防』において、岸本のご遺族に確認してもらったという記述がある。それによると、筆跡は本人のものではないが日記そのものは岸本のものに間違いがない、とのことであり、中村らは、「推測するに、岸本本人か、あるいは周辺の人物が、占領期の資料収集をしていたウッダードに求められて、日記の一年分を書き写してアメリカへ送ったのではないだろうか」と記している（132 頁）。また笹本は、この日記について、「日本では岸本英夫の遺族のもとに日記はなかった」（323 頁）として、「ウッダード文書」収録のこの日

記の「資料的価値はきわめて高い」と評価している(264頁)。また「ウッダード文書」には、「日記抜粋 1945年」という資料も収録されている。なお「ウッダード文書」実見の機会は、私の2008年2月の訪問調査(南山大学地域研究センター共同研究「宗教と政治のインターフェイス」による派遣)による。

- (21)ただし同日の日記によると、宗教学科担任教授の石橋智信より、「姉崎、岸本関係が邪魔をしているとのこと」を聞き、「釈然たらず」と記している。
- (22)しかし同講義は4月中の第三回で終了した。
- (23)十島は、現在の、山梨県南巨摩郡南部町内の地名。JR身延線の駅名にもなっている。なお、この点は、岸本正一氏のご教示による。
- (24)この日の日記の抜粋は、中村直文・NHK取材班『靖国』にも引用されている(133頁)。
- (25)なおこの秋、岸本は女子大学(おそらく日本女子大学)の複数の学科における講義も引き受けている。
- (26)おそらく教育学者の海後宗臣(1901-1987)。海後は東京帝国大学文学部教育学科卒業後、同助手、次いで1932年に新設の国民精神文化研究所、研究所員を経て、1935年に東京帝国大学助教授、戦後、47年に教授となる。学部卒業は岸本と同期であり、親しい間柄だったという。なお、海後による『教育学五十年』(評論社、1971年)には、岸本が民間教育情報部による教育改革に際して、海後に協力を求めたことが記されている(179-180頁)。同書12章「CIEと軍事法廷での証言」によると、岸本が宗教改革において果たした役割と類似の役割を、海後が教育改革において果たした様子が窺われる。なお同書は、彼が在籍した当時の国民精神文化研究所の研究内容も伝えていて興味深い。
- (27)おそらくのちに松緑神道大和山教主(教祖の後継)となる田澤康三郎(1914-1997)。1938年から46年まで宗教学研究室副手を務めた。田澤自身による当時の回顧を引用しておく。
- 終戦を迎えてからの研究室は、学徒出陣の諸君がぼつぼつ復員したもの、なお虚脱状態であったが、その中で話題の中心は、GHQの連絡員を兼務されることになった岸本先生のもたらす情報であった。「アメリカは、五年や六年で占領政策を解こうとは思っておらない。三十年は占領しておきたい肚のようだ。この三十年の間に、日本人はアメリカの物量主義に心酔し馴致されるに違いない。アメリカ文化も三十年先には必ず行き詰まる。その時に、アメリカの目は東洋に向く。特に日本に向く。その時が宗教学者の出番だ。そのために、日本の文化を相手の言葉で語れる内実と能力を備えよう」と呼びかけられ、ドイツ流の学風からアメリカ風のそれに転換せよとも呼びかけられ、われわれもこれに傾聴した。(「田澤康三郎副手時代」51頁)
- (28)実際には、同日、修身、日本歴史および地理の教科の停止、教科書の回収と廃棄等を命ずる指令SCAPIN-519が発出された。
- (29)12月29日に前田文部大臣の秘書が来訪し、神道指令の草案から「国体」の語を削除させるのに成功したことに関して、礼状と金一封(五千円の小切手)が送られたことに対する返礼。
- (30)中村直文・NHK取材班『靖国』もこのあたりの記述に注目している(176-179頁)。
- (31)作家・著述家によるこの時期の日記が幾篇か公刊されているなかで、神道指令に触れたものとして眼を引いたため引用した。
- (32)この点について、私自身、かつて簡単な素描を試みたことがある。奥山倫明「戦後日本における『神

道』参照。

## 謝辞

深澤英隆、高橋原両氏のご紹介により、本稿の草稿を岸本英夫ご子息の岸本正一氏にご覧いただく機会を得て、貴重なコメントを頂戴した。記して各氏に感謝申し上げたい。

## 文献

- 阿部美哉「報告『神道指令』の執筆者バンス博士に聞く」文化庁文化部宗務課『宗務時報』No. 67, 1984 年
- 井門富二夫「岸本先生の副専攻」『東京大学宗教学年報』V (別冊), 東京大学宗教学研究室, 1988 年
- 井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社, 1993 年
- 磯前順一・深澤英隆編『近代日本における知識人と宗教』東京堂出版, 2002 年
- ウィリアム・P. ウッダード『天皇と神道—GHQ の宗教政策—』阿部美哉訳, サイマル出版会, 1972 年
- 遠藤潤「神道研究室の歴史の変遷」, 「宮地直一」島菌進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書目録および解説』東京堂出版, 1996 年
- 大原康男『神道指令の研究』原書房, 1993 年
- 奥山倫明「戦後日本における『神道』—実りある文明間の対話のために—」伊東俊太郎監修, 吉澤五郎・染谷臣道編『文明間の対話に向けて—共生の比較文明学—』世界思想社, 2003 年
- 海後宗臣『教育学五十年』評論社, 1971 年
- 岸本英夫, 岸本英夫集第五卷『戦後の宗教と社会』溪声社, 1976 年
- 小池長之「戦中と戦後の宗教学研究室」『時と人と学と—東京大学宗教学研究室の七十五年—』東京大学文学部宗教学研究室, 1980 年
- 渋川謙一「占領政策と神道界の対応」, 井門編『占領と日本宗教』所収
- 神社新報社『神道指令と戦後の神道』神社新報社, 1971 年
- 新宗連調査室編『戦後宗教回想録』新宗連, 1963 年
- 高木きよ子「岸本博士と占領時代の宗教政策」, 井門編『占領と日本宗教』所収
- 高橋原「東京大学宗教学科の歴史—戦前を中心に—」季刊『日本思想史』No. 72, 2008 年
- 田沢康三郎「田沢康三郎副手時代 (昭和十三年〜)」『時と人と学と—東京大学宗教学研究室の七十五年—』東京大学文学部宗教学研究室, 1980 年
- 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史一』東京大学出版会, 1986 年
- 中村直文・NHK 取材班『靖国 知られざる占領下の攻防』NHK 出版, 2007 年
- 春山明哲「〔解題〕『新編 靖国神社問題資料集』刊行の経緯と収録資料の概要—靖国神社の近現代史に寄せて—」国立国会図書館調査資料『新編 靖国神社問題資料集』2007 年
- 福田繁「検証 GHQ の宗教政策」文化庁文化部宗務課『宗務時報』No. 79, 1988 年
- 福田繁・渋川謙一・河和田唯賢・阿部美哉・大家重夫「座談会 終戦直後の宗務行政」文化庁文化部宗務課『宗務時報』No. 65, 1984 年

山田風太郎『戦中派不戦日記』講談社（講談社文庫），2002年

歴代宗務課専門職員「座談会 戦後の宗教法人の歩みと宗務行政」文化庁文化部宗務課『宗務時報』No. 52, 1980年

### 資料

[Kishimoto, Hideo, diary, 1945], William P. Woodard Papers, Coll. 153, Box/Folder=56/1, Department of Special Collections and University Archives, University of Oregon, Eugene, Oregon, 97403-1299.



# Kishimoto Hideo's Activities in 1945

Michiaki OKUYAMA

Kishimoto Hideo (1903-1964, professor in the Department of Religious Studies at the University of Tokyo), one of the leading scholars of religious studies in postwar Japan, is also known for his involvement in the postwar reforms of religious institutions and the administration of religion carried out by GHQ/SCAP. One focus of these reforms was to turn Shinto shrines, hitherto considered national institutions, into private religious corporations. Kishimoto himself published several essays discussing his cooperation with GHQ staff, including William Kenneth Bunce (1907-2008) of the Civil Information and Education Section (CIE). Concerning Kishimoto's activities in the year 1945, his own recollections chiefly detail the following four aspects of the GHQ reforms: 1) the issue of how to deal with Yasukuni Shrine; 2) the issue of how to preserve Ise Jingu; 3) the drafting by the CIE of the so-called Shinto Directive; and 4) the process to replace the 1940 Religious Organizations Law with the Religious Juridical Persons Ordinance in 1945. This essay reviews these issues by referring to several well-known documents as well as to a hand-written copy of Kishimoto Hideo's diary from 1945, contained in the William P. Woodard Papers in the Special Collection of the University of Oregon Library.